**洪水・土砂災害版　様式**

**〈施設名〉**

**における洪水時および土砂災害時の避難確保計画**

**令和　　年　　月**

**１　計画の目的**

この計画は、水防法第15条の３第１項および土砂災害防止法第8条の２に基づくものであり、　　　〈施設名〉　　　の利用者の洪水時および土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の適用範囲**

　　この計画は、　　　〈施設名〉　　　に勤務又は利用する全ての者に適用する。

**３　情報収集及び伝達**

* 1. 事前対策

ア　台風の接近などあらかじめ洪水および土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止（学校の場合は休校）などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

* 1. 情報収集

ア　情報班が収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報、  水位到達情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 高萩市からの  注意喚起 | 防災行政無線、市ホームページ、SNS、たかはぎＦＭ、広報車 |
| 高萩市において  避難準備・高齢者等避難開始、  避難勧告・避難指示（緊急）を発令した場合の情報 | 防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、SNS、たかはぎＦＭ、広報車、テレビ・ラジオ（Lアラート）、消防団・自主防災組織等による声掛け |

イ　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備え

て、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ　提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施

設内から確認を行う。

(3) 情報伝達

ア　「施設内の組織ごとの緊急連絡網等」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を、　　《手法》　　等により施設内関係者間で共有する。

イ　警戒体制下で非常体制に移行する恐れがある場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、家族等に対し、「非常体制に移行した場合には、避難所（　　〈避難所名〉　　）へ避難する。」旨を連絡する。

ウ　非常体制に移行した場合には、高萩市危機対策課　23-2215　に「これから、避難所（　　　　〈避難所名〉　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

エ　非常体制に移行した場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、家族等に対して、「非常体制に移行したので、避難所（　　　〈避難所名〉　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

オ　避難の完了後、高萩市危機対策課　23-2215　に避難が完了した旨を連絡する。

※連絡については、避難所の市の職員に伝え、危機対策課へ伝達を依頼することも想定する。

カ　災害時に電話や携帯電話がつながりにくいときは、「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝

言サービス」を利用する。

**４　避難誘導**

(1) 避難所

ア　避難所は、避難所（　　　〈避難所名〉　　　）とする。

イ　周辺の災害状況等に応じては、上記避難所へ避難するか、又は一時的な避難として次の場所へ避難するものとする。なお、災害状況等については、高萩市に確認する。

**・**〈指定避難場所名〉

**・**〈指定避難場所名〉

ウ　避難所への避難が危険な場合は、施設の　　《避難場所名（〇〇室等）》　　へ避難誘導する。

(2) 避難経路

ア　避難所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりとし、ルートを２通り以上想定しておく。

(3) 避難誘導方法

ア　避難誘導班は、避難所に誘導するときは、　　《伝達方法（館内放送等）》　　により「避

難場所、移動方法・経路・距離」について避難者に説明する。

　・避難所までの移動は、　《移動手法（車等）》　によるものとする。

　　車による移動：車両〇〇台（利用者〇〇名、施設職員〇〇名）

　・施設内の避難経路は　　《移動経路（中央エレベータ等）》　　とする。

イ　避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

ウ　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットなどを着用し、必要

に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

エ　避難する際には、施設のブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

オ　施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 施設周辺や避難経路の点検

ア　　　《避難所名》　　へ移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施

し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

イ　施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

**５　避難に係わる資機材等の整備**

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、表「避難確保資機

材等一覧」に示すとおりである。

(2) これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

（避難確保資機材等一覧）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資機材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、  施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具　等 |

※施設の状況に応じて、資機材を加除してください。

**６　施設における水防体制、活動内容等**

☐　自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合

別紙「自衛水防組織の編成等」及び「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

☐　自衛水防組織を設置しない場合

１０　防災体制　に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班 |
| 注意体制 | * + 高萩市に大雨洪水注意報発表   + 関根川の水位（下手綱観測所）が**氾濫注意水位**に達したとき   + 高萩市に大雨注意報発表　等 | * 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 | 情報班 |
| * 使用する資機材の準備 | 避難誘導班 |
| * 入居（院）者の家族等への事前連絡 | 情報班 |
| * 周辺住民への事前協力依頼 | 情報班 |
| 警戒体制 | * 高萩市に大雨洪水警報発表 * 避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル３）   関根川の水位（下手綱観測所）が**避難判断水位**に達するおそれがあるとき　等 | * 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導班 |
| * 要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | * 避難勧告等の発令（警戒レベル４）   関根川の水位（下手綱観測所）が**避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位**に達したとき   * 危険の前兆を確認 * 高萩市に土砂災害警戒情報発表（警戒レベル４） * 危険の前兆を確認　等   ＜土砂災害の前兆現象＞  ・がけの表面に水が流れ出す  ・がけから水が噴き出す。  ・小石がパラパラと落ちる  ・がけからの水が濁りだす  ・がけの樹木が傾く  ・樹木の根の切れる音がする  ・樹木の倒れる音がする  ・がけに割れ目が見える  ・斜面が膨らみだす  ・地鳴りがする   * 高萩市に大雨特別警報発表（警戒レベル５相当） | * ただちに避難所へ避難   <避難所>  または、施設の<避難場所名>  　　　　　　　　　　へ避難  (※4(1)ウの場所) | 避難誘導班 |

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの避難を想定しておく。

【職員の役割分担】

　　　災害のおそれがある時の施設職員の役割分担を定める。班編成については、別紙「班編成と任務」のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（従業員、利用者等）  情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  照明器具（懐中電灯、投光機等）　等 |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）  誘導の標識（案内旗等）  情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  懐中電灯  携帯用拡声器  ライフジャケット  蛍光塗料  ロープ　等 |

　　　　　　　　　　　※施設の状況に応じて、加除してください。

（参考）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 水位観測所 | 水防団待機水位  （ｍ） | 氾濫注意水位  （ｍ） | 避難判断水位  （ｍ） | 氾濫危険水位  （ｍ） |
| 関根川 | 下手綱観測所 | １．５０ | １．７０ | ２．００ | ２．３０ |
| 花貫川 | 島名観測所 | ２．００ | ２．４０ | ２．８０ | ３．１０ |

**７　地域との連携**

(1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

　(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

**８　関係機関との連絡体制**

* 高萩市　危機対策課　　　０２９３－２３－２２１５（直通）
* 高萩市　<担当課>　　　　０２９３－○○－○○○○（直通）
* 高萩市消防本部 　　　０２９３－２２－０１１９（代表）
* 高萩警察署 　　　　　　　０２９３－２４－０１１０（代表）

※連携している施設等があれば加筆してください。

**９　防災教育及び訓練の実施**

(1) 新規採用の従業員を採用したときは、随時、研修を実施する。

(2) 毎年　＜実施月＞　月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**１０　防災体制　(班編成と任務)**

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○　○○

統括管理者

統括管理者の代行者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○　○○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長○○ ○○  班員　△△　名  班員氏名   1. ○○ ○○ 2. ○○ ○○ 3. ○○ ○○ 4. ○○ ○○ 5. ○○ ○○ | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 * 館内放送による避難の呼び掛け * 洪水予報等の情報の収集 * 関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長○○ ○○  班員　△△　名  班員氏名   1. ○○ ○○ 2. ○○ ○○ 3. ○○ ○○ 4. ○○ ○○ 5. ○○ ○○ | * 避難誘導の実施 * 未避難者、要救助者の確認 |

※勤務する職員が少ない場合、情報班と避難誘導班の兼務は可能です。ただし、

班長の兼務はできるだけ避けるようにしてください。また、避難が迅速にできるよう避難誘導班の人数を多く確保してください。

**参考資料**

**【情報収集】**

➢気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html>

➢水位の情報は、以下のホームページから入手することができる。

<http://www.river.go.jp/>

➢高萩市のホームページ『気象情報』からも入手できる。

http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page003636.html

**【河川被害および土砂災害に関する避難勧告等の発令基準】**

避難勧告等については、次のいずれかに該当する場合に発令するとともに、避難が必要な状況が深夜・早朝となることが見込まれる場合は、住民の安全確保を優先し基準にとらわれることなく早期に発令する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 発令基準 | |
| 土砂災害 | 河川被害 |
| 【警戒  レベル３】  避難準備･高齢者等避難開始 | １大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【警戒（赤色）】の表示となった場合  ２大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合  ３強い降雨が伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 | １下手綱観測所の水位が２ｍに到達した場合  ２下手綱観測所の水位が１．５ｍ（１．７ｍ）を超えた状態で、下記のいずれかとなった場合  ①関根川に氾濫警戒情報が発表された場合  ②流域雨量指数の予測値が１５．１に達した場合  ③洪水警報の危険度分布で、下手綱上流の河川表示色が赤色以上（警戒）になった場合  ３軽微な漏水、浸食等が発見された場合  ４発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方にかけて発生・継続することが予想される場合（例：台風の通過、雷雨その他） |
| 【警戒  レベル４】  避難勧告 | １土砂災害警戒情報が発表された場合  ２「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【非常に危険（薄紫色）】の表示となった場合  ３大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合  ４土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 | １下手綱観測所の水位が２．３ｍに到達した場合  ２下手綱観測所の水位が１．７ｍ（２．０ｍ）を超えた状態で、下記のいずれかとなった場合  ①関根川に氾濫危険情報が発表された場合  ②流域雨量指数の予測値が１６．６に達した場合  ③洪水警報の危険度分布で、下手綱上流の河川表示色が薄紫以上（非常に危険）になった場合  ３異常な漏水、浸食等が発見された場合  ４発令が必要になるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方にかけて発生・継続することが予想される場合（例：台風の通過、雷雨その他） |
| 【警戒  レベル４】  避難指示（緊急） | １土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【極めて危険（濃紫色）】の表示となった場合  ２土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合  ３土砂災害が発生した場合  ４山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合  ５避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 | １決壊や越水・溢水が発生した場合  ２下手綱観測所の水位が４．０ｍに到達するおそれが高い場合  （越水や溢水のおそれのある場合）  ３下記の事象が発生し、決壊のおそれが高まった場合  ①異常な漏水、浸食の進行  ②亀裂、すべりの発生  ４樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定） |

　　※2019年の出水期（６月頃）から、避難勧告及び避難指示（緊急）は【警戒レベル４】で統一することになりました。

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

**自衛水防組織の編成等**

**（自衛水防組織の編成）**

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく、円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、**統括管理者を置く。**

　(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有す

る。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

　(1) 班は、**情報班及び避難誘導班**とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。

　(3) 自衛水防組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

**（自衛水防組織の運用）**

第２条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する従業員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

**（自衛水防組織の装備）**

第３条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　(1) 自衛水防組織の装備品は、次の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

**自衛水防組織の編成と任務**

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○　○○

統括管理者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○　○○

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長○○ ○○  班員　△△　名  班員氏名   1. ○○ ○○ 2. ○○ ○○ 3. ○○ ○○ 4. ○○ ○○ 5. ○○ ○○ | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 * 館内放送による避難の呼び掛け * 洪水予報等の情報の収集 * 関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長○○ ○○  班員　△△　名  班員氏名   1. ○○ ○○ 2. ○○ ○○ 3. ○○ ○○ 4. ○○ ○○ 5. ○○ ○○ | * 避難誘導の実施 * 未避難者、要救助者の確認 |

※勤務する職員が少ない場合、情報班と避難誘導班の兼務は可能です。ただし、

班長の兼務はできるだけ避けるようにしてください。また、避難が迅速にできるよう避難誘導班の人数を多く確保してください。

**自衛水防組織の装備**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（従業員、利用者等）  情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  照明器具（懐中電灯、投光機等）　等 |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）  誘導の標識（案内旗等）  情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  懐中電灯  携帯用拡声器  ライフジャケット　蛍光塗料　ロープ　等 |

※施設の状況に応じて、装備品を加除してください。

**別 紙**

**避難経路図**

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 | ○○○学校 |
| 経路中の危険箇所 | 川沿いのルートは、できるだけ避ける。ガソリンスタンド、がけ |
| ※避難経路は、２ルート以上を想定   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 施設名 | 建物階数 | 浸水深 | 浸水継続時間 | | ○○○○ | ○階 | ○～○ｍ | 〇時間 | | |

※地図は手書きや、既存の地図等を貼り付けて、避難所や避難経路を書き入れてください。